被災された加入者及び関係者の皆様へ

私学共済からのお知らせ

これまでは、医療機関等で受診される場合、加入者証等がなくても受診ができましたが、今後は加入者証等の提示等が必要となりますので、その取扱いの変更内容をお知らせします。

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変わります!!

1 診療等を受けるときは、加入者証の提示が必要です!

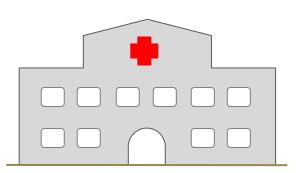
東日本大震災に被災して加入者証又は加入者被扶養者証を紛失等したことにより、医療機関の窓口で加入者証 等を提示できなくても、これまで氏名、生年月日及び学校名などを申し出ることにより診療を受けることができ

ましたが、平成23年7月1日からは、加入者証等の提示が必要に

なりますのでご注意ください。

もし、加入者証等を紛失等したままで、まだお手元にない場合は

- 、速やかに加入者証の再交付を受けてください。
 - ※ 加入者証の再交付は、お電話でも受け付けています。



2 一部負担金等免除証明書の提示が必要です!

現在、加入者又は被扶養者で次の免除認定者の概要*に該当する方(以下「免除認定者」といいます。)については、医療機関の窓口での一部負担金等のお支払いは不要とされていますが、**平成23年7月1日から**は事業団が交付する「一部負担金等免除証明書」の提示が必要となりますのでご注意ください。

(注) 免除の対象となる期間は、平成24年2月29日(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額の免除については、厚生労働大臣が別に定める日(平成23年8月31日予定))までです。

※免除認定者の概要(次のいずれかの要件に該当する加入者又は被扶養者)check!

- ①平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者(同日以降、他の市町村に転入した場合を含みます。)であって、東日本大震災により住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ②平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災により主たる生計維持者が行方不明であるもの
- ④原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ⑤原子力災害対策特別措置法の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ⑥その他上記①から⑤までに準ずる者として事業団が認めたもの

○ 一部負担金等免除証明書の交付手続き

「一部負担金等免除申請書」に必要事項を記入し、免除認定者に該当したことを明らかにする書類(り災証明

書や死亡又は行方不明であることを証する書類など)を添付のうえ、所属の学校法人等を経て手続きを行ってく



〔添付書類〕

- ① 住家が全半壊若しくは全半焼した場合 り災証明書・被災証明書の写し(り災証明書の交付を受けることが 困難な場合は、家屋の全半壊又は全半焼に伴う仮設住居入居契約書 等に係る書類等)
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
 - i その旨がわかるり災証明書・被災証明書の写し又は死亡診断書 の写し等(いずれも医師の証明書が必要になる場合があります。)
 - ii 警察の発行する死体検案書の写し
 - iii 埋葬許可証の写し
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- ④ 原子力災害対策特別措置法の規定による計画的避難区域及び緊急 時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象 となっている場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

※上記のほか、必要な書類を提出していただく場合があります。

※ 一部負担金等免除申請書については、私学共済ホームページからダウンロードできます。また、お電話等でもご請求いただけます。

3 既に支払った一部負担金等の還付が受けられます!

平成23年3月11日以降、免除認定者が既に支払った一部負担金等(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額については、厚生労働大臣が別に定める日(平成23年8月31日予定)までの間に支払ったもの)については、事業団に請求することにより還付されます。

○ 一部負担金等還付請求の手続き

詳しくは、短期給付課までご照会ください。

「一部負担金等還付請求書」に一部負担金等が免除されること承知していなかったことなど還付請求する理由を記載し、支払った一部負担金等の額のわかる書類(医療機関発行の領収書など)及び免除認定の申請を同時に 行う場合は「一部負担金等免除申請書」を添え、学校法人等を経て、事業団に提出してください。

東日本大震災に伴う私学共済の取扱いについてお問い合せ ⇒ 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 Tel O3(3813)5321(代表) http://www.shigakukyosai.jp/e-mail kyosai.saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp

※Eメールでのお問い合わせの際には、住所・氏名(フリガナ)・電話番号(携帯電話可)などをご記入ください。